

(仮称) 由利本荘アリーナ施設利用料金(案)

【第2回管理運営計画検討会議 内容反映】

専用利用基本料金

- 1 メインアリーナ・サブアリーナ・剣道場・柔道場・多目的室兼選手控室・スタジオ・諸室  
・チケット売場・控室・屋根付きグラウンド

区分			時間区分当たりの利用料						
			午前	午後1	午後2	夜間			
メインアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	平日	全面	7,920 円	7,920 円	8,710 円	9,580 円	
				3/4面	5,940 円	5,940 円	6,530 円	7,180 円	
				1/2面	3,960 円	3,960 円	4,350 円	4,780 円	
				1/4面	1,980 円	1,980 円	2,170 円	2,380 円	
			土曜日	全面	9,500 円	9,500 円	10,450 円	11,490 円	
				3/4面	7,120 円	7,120 円	7,830 円	8,610 円	
				1/2面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				1/4面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			日曜日	全面	9,500 円	9,500 円	10,450 円	11,490 円	
				3/4面	7,120 円	7,120 円	7,830 円	8,610 円	
				1/2面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				1/4面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
休日	全面	9,500 円	9,500 円	10,450 円	11,490 円				
	3/4面	7,120 円	7,120 円	7,830 円	8,610 円				
	1/2面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円				
	1/4面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円				
サブアリーナ			平日	全面	1,980 円	1,980 円	2,170 円	2,380 円	
			土曜日	全面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			日曜日	全面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			休日	全面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
剣道場			平日	全面	3,960 円	3,960 円	4,350 円	4,780 円	
				半面	1,980 円	1,980 円	2,170 円	2,380 円	
			土曜日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			日曜日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			休日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
柔道場			平日	全面	3,960 円	3,960 円	4,350 円	4,780 円	
				半面	1,980 円	1,980 円	2,170 円	2,380 円	
			土曜日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			日曜日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
			休日	全面	4,750 円	4,750 円	5,220 円	5,740 円	
				半面	2,370 円	2,370 円	2,600 円	2,860 円	
多目的室兼選手控			平日	1室	990 円	990 円	990 円	990 円	
			土曜日	2/3室	660 円	660 円	660 円	660 円	
			日曜日	1/2室	490 円	490 円	490 円	490 円	
			休日	1/3室	330 円	330 円	330 円	330 円	
				平日	1室	990 円	990 円	990 円	990 円
				土曜日	2/3室	660 円	660 円	660 円	660 円
				日曜日	1/2室	490 円	490 円	490 円	490 円
				休日	1/3室	330 円	330 円	330 円	330 円

室								
スタジオ			平日	1室	1,980円	1,980円	2,170円	2,380円
			土曜	1室	2,370円	2,370円	2,600円	2,860円
			日曜 休日					
諸室			平日	1室	330円	330円	330円	330円
			土曜					
			日曜 休日					
チケット売場			平日	1室	990円	990円	990円	990円
			土曜					
			日曜 休日					
控室	プロスポーツ用控室			1室	3,960円	3,960円	3,960円	3,960円
屋根付きグラウンド	アマチュアのスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	平日	全面	3,960円	3,960円	4,350円	4,780円
				半面	1,980円	1,980円	2,170円	2,380円
			土曜 日曜 休日	全面	4,750円	4,750円	5,220円	5,740円
				半面	2,370円	2,370円	2,600円	2,860円

備考

- 1 専用使用とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 会社、クラブ、学校等が集団で使用する場合
  - (2) メインアリーナを1/4以上の面積を占めて使用する場合
  - (3) 剣道場または柔道場を1/2以上の面積を占めて使用する場合
- 2 時間区分において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後1」とは正午から午後3時までを、「午後2」とは午後3時から午後6時までを、午後6時から午後9時までをいう。
- 3 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の単価をいう。
- 4 諸室とは、審判控室、医務室、放送室をいう。
- 5 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料の額（以下「専用使用基本料金の額」という。）を合算した額とする。

- 6 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 7 市外のものを使用する場合の利用料は、専用利用基本料金（プロスポーツ用控室を除く）の額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。
- 8 アマチュアスポーツ、集会、式典及びコンベンション等に利用する場合で入場料等を徴収する場合の利用料は、専用使用基本料金（プロスポーツ用控室を除く）の額に2を乗じて得た額とする。
- 9 見本市、商品展示会等及び営利を目的とし、かつ利用者等が入場料の徴収またはこれに類する取り扱いをしない場合で使用する場合の利用料は、専用使用基本料金（プロスポーツ用控室を除く）の額に3を乗じて得た額とする。
- 10 プロスポーツ興行で使用する場合の利用料は、専用使用基本料金（プロスポーツ用控室を除く）の額に5を乗じて得た額とする。
- 11 プロスポーツ以外の興行で使用する場合の利用料は、専用使用基本料金（プロスポーツ用控室を除く）の額に10を乗じて得た額とする。
- 12 8項から11項において、準備又は原状回復のみに要する日の利用料は、この表により算出した額に1/2を乗じて得た額とする。
- 13 競技大会等で利用する場合で、時間区分を超えて利用する場合の利用料は、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、夜間の専用利用料（7項から12項の規定に該当するときは、当該規定を適用した夜間の専用利用料）の2分の1相当額とする。
- 14 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用利用料の額（午後9時以後にわたる超過時間については、夜間の専用利用料の額。）の2分の1に相当する額を利用料として支払わなければならない。
- 15 この表により算定した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 会議室・小会議室・調理室・多目的室・小宿泊室

区分			利用料		
会議室	市民が使用する場合	営利目的以外の場合	1室	1時間当たり 660円	
			1室	1時間当たり 330円	
			1室	1時間当たり 990円	
調理室	合宿等をする団体が使用する場合			無料	無料
多目的室	市民が使用する場合	営利目的以外の場合	1室	1時間当たり 1,320円	
			3/4室	1時間当たり 990円	
			1/2室	1時間当たり 660円	
			1/4室	1時間当たり 330円	

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 2 市外のものが使用する場合の利用料は、上表の規定による利用料金の額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 営利又は営業目的のため使用する場合の利用料は、上表の規定による利用料の額に5を乗じて得た額とする。
- 4 この表により算定した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 個人利用料

### 1 メインアリーナ・サブアリーナ・剣道場・柔道場・スタジオ・屋根付きグラウンド

区分	時間区分当たりの利用料			
	午前	午後1	午後2	夜間
一般	330 円	330 円	330 円	330 円
生徒（高等学校，特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	220 円	220 円	220 円	220 円
児童生徒（高校生を除く。）	110 円	110 円	110 円	110 円

#### 備 考

- 1 時間区分において、「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後 1」とは正午から午後 3 時までを、「午後 2」とは午後 3 時から午後 6 時までを、午後 6 時から午後 9 時までをいう
- 2 2 以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料は，当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料の額を合算した額とする。
- 3 次に掲げる者の利用料は，無料とする。
  - (1) 市の区域内に住所を有する障がい者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。以下同じ。）
  - (2) 第 1 号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

### 2 トレーニングルーム

区 分	利用料
一般・高校生・中学校生徒	2 時間につき 440 円

#### 備 考

- 1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は，超過時間 1 時間までごとに，上表の規定による利用料金の額の 2 分の 1 に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者の利用料は，無料とする。
  - (1) 市の区域内に住所を有する障害者
  - (2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

### 3 ボルダリングウォール

区 分	利用料
一般・高校生	2時間当たり 220 円
児童生徒	2時間当たり 110 円

#### 備 考

- 1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による利用料の額の2分の1に相当する額を利用料として支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者の利用料は、無料とする。
  - (1) 市の区域内に住所を有する障害者
  - (2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 この表により算定した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 4 ランニングコース

区 分	利用料
一般・高校生	2時間当たり 110 円
児童生徒	2時間当たり 50 円

#### 備 考

- 1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による利用料の額の2分の1に相当する額を利用料として支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者の利用料は、無料とする。
  - (1) 市の区域内に住所を有する障害者
  - (2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 この表により算定した料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 シャワー室

区 分	利用料
一般・高校生・児童生徒	1人1回当たり 110円

6 コインロッカー

区 分	利用料
一般・高校生・児童生徒	1箱1回当たり 110円

店舗等の利用料

区分	利用料
SHOP	1時間当たり 330円
鳥海ラウンジ	月額 180,000円の範囲内で規則において定める額

その他施設の利用料

区分	1時間当たり
ホワイエ	20m <sup>2</sup> まで100円、20m <sup>2</sup> を超え1m <sup>2</sup> ごとに5円を加算

備考

- 1 入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合は、上表の金額に5を乗じて得た額とする。
- 2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の単価をいう。
- 3 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料は、その超える時間1時間につき、当該1時間1m<sup>2</sup>当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 4 上記に掲げる施設以外の利用料は、屋内においてはホワイエの利用料を準用する。
- 5 使用面積が1m<sup>2</sup>未満の端数は、1m<sup>2</sup>とする。
- 6 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 7 利用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

宿泊料金

1 多目的室・小宿泊室

区分				宿泊料
大 宿 泊 室 兼 多 目 的 室	合宿等をする 団体が使用す る場合	一般	1人	1泊当たり 1,650円
		高校生・児童 生徒	1人	1泊当たり 1,100円
小 宿 泊 室		一般・高校生・ 児童生徒	1人	1泊当たり 2,200円